法律第六十六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　認定こども園に関する認定手続等（第三条―第十一条）」を「第二章　幼保連携型認定こども園に関する特例（第十二条―第十五条）」に、「第三章　幼保連携型認定こども園に関する特例（第十二条―第十五条）」を「第三章　雑則（第十六条）」に、「第四章　雑則（第十六条）」を「第四章　罰則（第十七条―第十八条）」に改める。

認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等（第三条―第八条）

園に関する情報の提供等（第二十八条―第三十一条）

十二条―第三十七条）

十八条・第三十九条）

第一条中「法律は、」の下に「幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに」を加え、「伴い、」を「伴い」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「幼稚園及び保育所等における」を削る。

第二条第六項中「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）」を「保育機能施設」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の五項を加える。

6　この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第九項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

7　この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8　この法律において「教育」とは、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校（第九条において単に「学校」という。）において行われる教育をいう。

9　この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。

10　この法律において「保育を必要とする子ども」とは、児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児をいう。

第二条第三項の次に次の一項を加える。

4　この法律において「保育機能施設」とは、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。）をいう。

「第二章　認定こども園に関する認定手続等」を「第二章　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する認定手続等」に改める。

第三条の見出し中「教育、保育等を総合的に提供する施設」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改め、同条第一項中「（以下「施設」という。）」を削り、「文部科学省令・厚生労働省令」を「主務省令」に改め、「教育委員会。以下」の下に「この章及び第四章において」を加え、同条第二項中「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して」を「主務大臣が」に改め、同項第一号中「の教育課程その他の保育内容」を削り、「ものをいう」を「事項をいう。第十条第二項において同じ」に、「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を行う」を「教育を行う」に改め、同項第二号中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該保育を必要とする子ども」を「児童福祉法」に、「実施」を「利用」に改め、同条第三項中「保育所等」を「保育機能施設」に、「連携施設」に改め、同条第四項中「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して」を「主務大臣が」に改め、同項第一号中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第二号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改め、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　都道府県知事は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）及び市町村以外の者から、第一項又は第三項の認定の申請があったときは、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認定の申請をした者が学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

一　第一項若しくは第三項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。

二　当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。次号において同じ。）が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三　当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。

四　次のいずれにも該当するものでないこと。

イ　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ　申請者が、第七条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第十七条第二項第七号において同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。